平成 23 年 5 月 10 日

東日本大震災に関する要望

財団法人　日本消防協会

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、我が国史上最大規模の地震であり、太平洋沿岸を中心に大津波等による死者行方不明者が約 2 万 5 千人（5 月 9 日現在）に上るなど、戦後最大の被害をもたらした。また、原子力発電所事故は未だ収束に向けての対策が実施されている過程であり、余震も連続発生し、不自由な避難生活がつづくなど被災地はうちつづく不安の中にある。

そのようななか、消防団員は、自ら被災した者も多い中で、旺盛な使命感のもと、地震発生直後から、地域住民の避難誘導、捜索・救助、消火、避難生活の支援等広範囲にわたり、日夜懸命の活動を続けてきたが、水門閉鎖や避難誘導の際津波に巻き込まれるなど、これまでにない、極めて多数の消防団員が殉職した。痛惜極まりなく、筆舌に尽くしがたい思いである。

郷土愛護の精神のもと職に殉じられた消防団員については、そのご遺志に報いるためにも、ご遺族の生活支援についてはできる限り

の措置が必要である。

さらに、消防団の詰所や消防車両等が流出、損壊するなど消防体制に大きな傷跡を残しており、地域の安全確保のため、施設設備の早急な整備を行うなど消防体制の再構築が必要である。

また、地震、津波、原子力発電所の事故により、地域の生活・産業基盤が壊滅的な被害を受け、さらに風評被害も加わって、消防団員自らの生活基盤がおびやかされており、そのため消防団活動にも大きな支障が出ることが危惧されている。このような点からも、安心して暮らせる地域への復興、再生が一刻も早く実現されなければならない。

以上のほか、地域防災の強化などを含め、次の事項についてすみやかに積極的な対策を講じられるよう要望する。

記

1　今回の災害において殉職し、あるいは負傷した消防団員、消防職員及びそのご遺族に対し、公務災害補償をはじめ、賞じゅつ金の交付、子弟の就学支援など生活全般にわたりできるかぎりの支援措置を講じること

2　損壊した消防庁舎、消防団詰所、車両、資機材等の消防施設設備について早急に整備することができるよう必要な措置を講

じること。その場合は、単に旧に復するだけでなく、消防団員、職員の安全確保を含め、必要な改善措置を講じること。併せて消防団員のメンタルケア等、被災地の消防団が今後も十分な消防活動を継続することができるよう必要な措置を講じること

3　被災地域の生活・産業基盤を早期に復旧・復興すること。原子力発電所の事故については、できる限り早期に収束させるとともに、産業再生対策、風評被害対策に万全を期すること。また、これらを通じて被災地域住民ひとりひとりのすみやかな生活再建を実現すること

4　今回の災害を機に、特に地震津波対策については、従来の災害想定を抜本的に見直し、安全な地域づくりの総合的な展開、津波等の際の適切な住民避難の実施など、防災関係施策の全般的見直しを行い、必要な事業をすみやかに実施すること

5　大災害時の消防団の活動の重要性があらためて認識させられたことを踏まえ、今後の消防団に期待される役割に即応した救助等を含む資機材の整備、デジタル化に対応した通信体制の整備、教育訓練体制の充実などを強力に推進するとともに、消防団員の処遇改善、消防団員雇用事業所対策の充実などにより団員確保対策を一層強化すること